

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 9 0 号
件 名	陳情書の訂正・取下げ手続を適正に実施するよう求めることについて
要 旨	<p>陳情書の訂正、取下げの規定は、新潟市議会会議規則の第134条第5項に「請願者が請願書を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。」と記載されているだけである。</p> <p>他の市町村議会は訂正の申出を受理しているが、新潟市議会事務局は、訂正の規定がないとして受理を拒んだが、一般文書としてようやく受理した。</p> <p>他市町村は、「請願書等取扱規程」、「請願書及び陳情書事務取扱規程」等を制定し、陳情書の訂正、取下げについて詳細に規定している。</p> <p>市は「議会事務局の窓口で一旦受理した陳情書の訂正はできない。一度撤回し、再度提出しなければならない。」としているが、他市町村は「陳情を委員会に付託するまでの間に提出者から取り下げ又は訂正の申し出があったときは、それを許可することができる。」等と規定し、委員会付託後の取扱いについても規定している。</p> <p>市の規定がないから、窓口での対応、説明が職員によってまちまちである。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	<p>第1項 } 議会運営委員会 第6項</p> <p>令和4年9月6日</p>
受 理	令和4年8月31日 第226号

記

- 1 陳情書の訂正を認めること。
- 2 陳情書の訂正・取下げ手続を定めた「取扱規程」、「事務取扱規程」等を定めること。
- 3 「陳情訂正願」、「陳情訂正の届出」の様式を定めること。
- 4 「市議会に陳情される方へー陳情ガイドー」を作成し、公表すること。
- 5 提出者に対する窓口対応を適正に行うこと。
- 6 規則には「撤回」、公表文書には「取り下げ」と記載されているが、区別する必要性はなく、どちらかに統一すること。